一　第十三項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分			命令
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	
［略］			
第二区分の二	［略］	［略］	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
［略］			

二　第十四項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［表略］

三　連結レバレッジ比率（第十八項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令	
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	
レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制

一　第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分			命令
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	
［同上］			
［同上］	［同上］	［同上］	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
［同上］			

二　第十三項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［同上］

［号を加える。］